

平成 23 年度 総務部事業計画

平成 23 年度の事業を次のとおり計画する。

【基本方針】

本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によって、日本は変わろうとしている。今こそ国民の権利擁護と公正な社会の実現を使命とする司法書士制度が、真に国民の期待に応えられるように、各種施策の推進を図っていかなければならない。

第一に、社会貢献活動の基軸として、茨城司法書士会調停センターによる裁判外紛争解決事業や司法書士総合相談センターによる相談事業をより一層推進し、会員各自が、市民に身近な法律家として、その社会的使命を果たしていけるよう取組みたい。

東日本大震災は、被災地の人々の経済基盤や生活基盤を破壊し、被害の連鎖は、日本を超えて世界にまで及んでいる。そして今、このような危機に直面して、我々日本人は、世界中からの支援を受けて、一人ひとりが心を合わせ、多種多様な専門職能団体をはじめとして、あらゆる団体が、復興へ向けた取組みや支援を始めている。本会も、全会員が力を合わせ、大震災によってもたらされた登記や法的紛争の問題解決に取り組んでいきたい。

そのうえで、司法書士業務の中核である登記業務の充実にむけても積極的に取り組む考えである。特に、今年度は、商業・法人登記の集中化によって県内における商業登記申請の取扱いが水戸地方法務局一カ所に集約される予定である。急速に進められる集中化の施策によって、市民と登記制度を結ぶ司法書士の責任はますます大きくなっていくだろう。本会としても、こうした動きを契機として、市民にとってアクセスしやすく、信頼できる登記制度とはいかなるものかを再考し、行動していかなければならない。

さらに、司法書士は、平成 14 年司法書士法改正以後、その業務を多様化させ、成年後見人や成年後見監督人としての業務、あるいは簡裁訴訟代理関係業務の分野においても、着実に実績を積み重ねてきており、

市民から頼りにされる存在になっている。特に債務整理業務に対する実績は、会員と司法書士会が一丸となって取り組んできた成果であり、今後とも、貧困問題をはじめとする社会的弱者への法的支援にも積極的に取り組んでいきたい。

一方、新しい業務に関係した不祥事が、全国各地で発生しているのも事実である。職業倫理の確立は、継続的に取り組むべき重要課題であり、年次制倫理研修など具体的施策を徹底していく。

【事業項目】

1. 茨城司法書士会調停センター、総合相談センター事業の推進
2. 不動産登記・商業登記に対応するための情報提供
3. 債権法その他の法改正に対応するための情報提供
4. 茨城司法書士会館の維持管理、修繕
5. 苦情申立等への対応の整備
6. 職業倫理の確立、その他総務部に属する事業